

知的財産推進計画2008

—世界を睨んだ知財戦略の強化—

(著作権関係部分抜粋)

2008年6月18日

知的財産推進計画・著作権関係部分抜粋 2008 目次

「知的財産推進計画 2008」の基本的考え方

重点編

I. 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する	1
2. 世界一の情報通信基盤を一層活用する	1
(1) 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する	1
(2) デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する	1
(3) ネットやソフトウェアの日本発の新たなビジネスモデルを展開する	2
II. 国際市場への展開を強化する	2
1. 国際市場環境を整備する.....	2
(1) 模倣品・海賊版対策を強化する	2
2. 海外展開を加速する	3
(2) コンテンツ産業のグローバル展開を支援する	3
III. 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する	3
2. 国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションを主導する	3
(1) 知的財産制度の国際調和に向けた取組を強化する	3
(2) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す（再掲）	3
4. アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に果たす.....	4
(1) 知的財産制度の導入・普及を支援する	4

本編

第1章 知的財産の創造

1. 基礎研究分野の創造力を強化する	6
(2) 内外リソースの積極活用のための環境を整備する	6
① 研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する	6

第2章 知的財産の保護

I. 知的財産を適切に保護する	7
(4) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する.....	7
⑤自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）等を活用する.....	7
(5) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する	7
5. 利用者の利便性を高める.....	8
(4) 知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する.....	8
II. 模倣品・海賊版対策を強化する	8
1. 外国市場対策を強化する.....	8
(1) 国際的な法的枠組みを構築し活用する	8
①「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す	8
②自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）等を活用する.....	8
(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する	9
②侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う	9
④コンテンツ海外流通マーク（C J マーク）等の活用を促進する	9
(3) 国際的な連携を強化する	9
①諸外国・地域との連携を強化する.....	9
②多国間の取組をリードする.....	10
③当局間の連携を強化する	11
(4) 外国市場対策に関する基盤を整える.....	11
①模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する	11
②模倣品・海賊版対策に関する情報発信を強化する.....	11
③模倣品・海賊版の被害の実態を調査する	12
2. 水際での取締りを強化する	12
(1) 税関による水際取締りを強化する	12
3. 国内での取締りを強化する	12
(3) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する	12
4. インターネット上での対策を強化する	13
(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する ..	13
(2) インターネット上の海賊行為への対策を強化する	13
①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける	13
②違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する	14

5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する	14
(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する	14
6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制を強化する	15
(1) 政府内の連携を強化する	15
(2) 官民・民民の連携を強化する	15

第3章 知的財産の活用

I. 知的財産を戦略的に活用する	16
2. 国際的な技術移転を促進する	16
(3) 海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する	16
II. 共通基盤技術の活用を促進する	16
2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する	16
(1) コモンズの取組を促進する	16

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する	17
1. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦を促進する	17
(1) 動画配信ビジネスの成長を支援する	17
① コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する	17
(2) 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する	17
① 通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する	17
② ネット検索サービス等に係る法的課題を解決する	17
③ コンテンツ配信に伴うサーバー上の複製行為等に係る法的課題を解決する	18
④ 研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する（再掲）	18
⑤ リバース・エンジニアリングに係る法的課題を解決する	18
(3) デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する	18
2. 世界に目を向け、グローバルなビジネス展開を支援する	19
(1) 海外展開を促進する環境を整備する	19
① 海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける（再掲）	19

④国際的な著作権制度の調和を推進する.....	19
(2) コンテンツ産業のグローバルなビジネス展開を促進する	19
②海外展開を支えるビジネス手法の確立を支援する.....	19
③海外展開を目指すコンテンツ事業者を支援する	19
3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する	20
(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する	20
①デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する	20
②利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する	20
③放送コンテンツの二次利用に関する契約締結を促進する	21
④私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る.....	21
⑤技術革新のメリットを享受できるプロテクションシステムの採用を促す	21
⑥違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する（再掲）	22
(2) 市場の透明性を確保し、取引機会を拡大する	22
①コンテンツ関連情報を集約化する.....	22
②ジャパン・コンテンツ・ショーケースを支援する.....	22
(3) スピーディーな権利処理を実現するための環境を整備する	22
①集中管理を拡大する	22
②グローバルな流通に対応したコード付与を促進する	23
③音楽のネット配信に対応した権利処理を改善する.....	23
(4) 国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用を進める	23
4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する	24
(3) 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する	24
①ユーザーの自由な創作・発表の場の提供を促進する	24
②ネット上での意思表示システムを構築する	24

第5章 人材の育成と国民意識の向上

－知的財産人材育成総合戦略を実行する－

1. 海外との交流を活発化し、グローバルな知財人材育成を実行する	25
(1) アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する	25
①アジア諸国の人材の受入れと専門家派遣を拡充する	25
4. 国民の知的財産意識を向上させる	25
(1) 学校における知的財産教育を推進する	25
(5) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する	25
5. 知的財産人材育成を官民挙げて進める	26
(2) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する	26
①知的財産の教育者を育成する	26
②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する	26

参考資料

1. 知的財産戦略本部 名簿	i
2. 専門調査会 名簿	iii

重点編

I. 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する

2. 世界一の情報通信基盤を一層活用する

(1) 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する

【重点項目】

③ 研究開発における情報利用の円滑化のため法的課題を解決する

科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発のための情報の収集・利用等の過程で生じる複製等を行うことができるよう法的措置

[P13 (2) ①]

(2) デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する

【重点項目】

ア. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を拡大する

① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

既に一定の結論が得られた事項は実施。最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備

[P27 (1) ①]

② コンテンツ関連情報を集約化する

「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」などのコンテンツ関連のデータベースが一体として機能するよう集約化

[P29 (2) ①]

イ. デジタルコンテンツの新しいビジネスを支援する

○ コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する

コンテンツ共有サービス事業者と権利者の包括契約締結や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促進。著作権の間接侵害について検討

[P24 (1) ①]

ウ. デジタル・ネット環境をいかしたコンテンツの創作環境を整備する

○ 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する

コンテンツを公表する場を提供するサービス事業者と権利者団体の間の包括的な契約の締結を促進。ネット上における意思表示システムの改善・普及

[P31 (3) ①②]

エ. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を支える知財制度を整備する

○デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する

新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含め技術進歩等に対応し得る知財制度の在り方等を検討

[P25 1. (3)]

(3) ネットやソフトウェアの日本発の新たなビジネスモデルを展開する

①ネットワークビジネスに係る法的課題を解決する

ネット検索サービスや通信過程におけるサーバー等での一時的なデータの蓄積が円滑に行えるよう法的措置

[P24 (2) ② P25 (2) ③]

Ⅱ. 国際市場への展開を強化する

1. 国際市場環境を整備する

(1) 模倣品・海賊版対策を強化する

【重点項目】

ア. 世界に拡散している模倣品・海賊版対策を強化する

①「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す

関係各国との議論をリードし、早期実現に向けた取組を加速

[P15 (1) ①]

②侵害発生国・地域における対策を強化する

官民合同ミッションの派遣や政府間協議を通じ働き掛けを強化

[P16 (2) ②]

③模倣品・海賊版の拡散防止に向けた足元の対策を強化する

水際での税関の取締り及び国内における警察の取締りなどを強力に推進

[P19 2.]

イ. ネット上の海賊版対策を強化する

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける

違法コンテンツの排除が円滑になされるよう、政府レベルでの働き掛け

[P20 (2) ①]

②プロバイダーと権利者団体とが連携して行う海賊版対策を支援する

ファイル共有ソフトを用い、著作権を侵害してファイル等を送信する者に対する警告メールの送付等の取組を支援

[P21 (2) ② i)]

2. 海外展開を加速する

(2) コンテンツ産業のグローバル展開を支援する

【重点項目】

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける（再掲）

②海外展開を支えるビジネス手法の確立と発信チャネルの確保を行う

製作段階から海外展開を前提とした契約を行う慣行の確立を支援。我が国コンテンツが適切に流通できるよう対象国に規制緩和を働き掛け

[P26 (2) ②]

Ⅲ. 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する

2. 国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションを主導する

(1) 知的財産制度の国際調和に向けた取組を強化する

【重点項目】

③著作権制度の国際調和に向けた取組を強化する

インターネット時代にふさわしい著作権制度の国際調和に向けて、世界的な著作権制度の在り方に関する議論に積極的に貢献

[P26 (1) ④]

(2) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す（再掲）

4. アジアの中で日本が担うべき役割を積極的に果たす

(1) 知的財産制度の導入・普及を支援する

【重点項目】

① アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する

知的財産の権利保護や活用に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間企業等に対し、人材育成等に関する支援を実施

[P18 (4) ① P32 1. (1)]

② アジア諸国における著作権制度の早期導入を働き掛ける

アジア諸国の著作権関連条約への早期加入の働き掛けや著作権制度の普及・整備を支援

[P27 (1) ④]

本 編

本編に盛り込まれた施策の実施に当たっては、具体的施策ごとに明記された担当府省が責任を持って取り組む。

知的財産戦略本部は、担当府省の取組状況を恒常的に確認するとともに、施策の取組が遅れている場合には、その実施を促す。また、担当府省が複数に及ぶことなどにより施策の実施が遅れている場合には、知的財産戦略本部が総合調整を行う。

※ 本編中の【 】内の頁数は、本体におけるページ数。

第1章 知的財産の創造

1. 基礎研究分野の創造力を強化する

(2) 内外リソースの積極活用のための環境を整備する

① 研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する [P26]

ネット等を活用して膨大な情報を収集・解析することにより高度情報化社会の基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発が促進されること等を踏まえ、これらの科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発については、権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

第2章 知的財産の保護

I. 知的財産を適切に保護する

2. 我が国がリーダーシップを取って国際知財システムを構築する

(4) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する

⑤自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する [P38]

自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定などの二国間・複数国間協定の交渉の機会において、外国周知商標の保護など交渉相手国の知財制度の整備や特許におけるいわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを促し、我が国産業界等の要望に沿った「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」等の国際約束で規定されているよりも厚い知財の保護が達成されるよう積極的に働き掛ける。

（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

(5) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する [P39]

i) 遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と開発、人権、環境、公衆衛生といった他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」等を通じて政府内の連携を深めるとともに、産業界との意見交換の場を設けるなど、国際的な知財政策に関する検討体制を強化する。

〔内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省、関係府省〕

ii) 知財政策と他の様々な国際公共政策との関係に関する問題に関する国際的な相互理解とコンセンサスづくりに貢献するために、これらの問題に関する先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話、国際シンポジウム等の開催、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進する。

〔外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、環境省、関係府省〕

5. 利用者の利便性を高める

(4) 知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する [P46]

我が国の知財に関連する法律などが国際的に理解され、利用されやすくするため、法改正や新規立法に適時に対応しつつ、2008年3月に再改定された翻訳整備計画に従い知財法や関連する実体法・手続法の正確かつ統一された英訳の整備を更に進めるとともに、英語による検索機能等を付加した利便性の高いウェブサイトの構築を速やかに進めるなど、利用者のニーズを踏まえた英訳の利用環境を整備する。

〔内閣官房、法務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、関係府省〕

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

1. 外国市場対策を強化する

(1) 国際的な法的枠組みを構築し活用する

① 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す [P50]

我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」について、米欧などとの集中的な協議が開始されたことを踏まえ、一層国際的な関心を高めるとともに、関係国・地域との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、関係省庁が一体となって、早期の実現に向けた取組を加速する。

〔警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省〕

② 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する [P50]

自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定などの二国間・複数国間協定に、知的財産権の実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等について協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。

〔警察庁、外務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、関係府省〕

(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する

②侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う [P51]

アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減、国際郵便における我が国の輸入制限の周知徹底及び当該郵便の引受検査の徹底等、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化などについて、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣などを通じ、強力に要請する。

〔 総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、関係府省 〕

④コンテンツ海外流通マーク（C Jマーク）等の活用を促進する [P51]

海賊版の摘発活動を容易にするため、コンテンツ海外流通マーク（C Jマーク）の周知・普及やC Jマークに係る商標登録国の拡大、調査・摘発活動を支援する。また、国内外における摘発活動の際の真贋判定を容易にするため、権利者・権利者団体や製造業者・流通業者に対し、その有効性を検証しつつ、偽造防止技術の活用を奨励する。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

(3) 国際的な連携を強化する

①諸外国・地域との連携を強化する [P52]

侵害発生国・地域への働き掛けなど模倣品・海賊版対策に関する各種取組を効果的に推進するため、以下の取組などを通じ、諸外国・地域との連携を強化する。

- a) 首脳間・閣僚間を始めとする日米間の二国間協議などを積極的に活用するとともに、第三国における知財保護に関する情報交換の推進などを通じ、米国との連携を強化する。
- b) 首脳・閣僚レベルの定期・個別協議や「知的財産権に関する日・EU対話」などを積極的に活用するとともに、第三国における知財保護に関する情報交換の推進などを通じ、EU及び欧州各国との連携を強化する。
- c) 「日中ハイレベル経済対話」「日中経済パートナーシップ協議」などを活用し、知財権の保護・運用の強化を働き掛けるとともに、中国との対話と協力を強化する。

（外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省）

②多国間の取組をリードする [P52]

主要国首脳会議（G8サミット）を始めとして、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）、世界貿易機関（WTO）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界税関機構（WCO）などの国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう準備や働き掛けを行うとともに、以下のような加盟国・参加国の間における協力や取組を積極的に推進する。

- a) G8サミット・プロセス及びG8知財専門家会合を積極的に活用し、税関当局間における情報の交換・共有するための国際的ネットワークの構築、途上国への技術支援、啓発活動などを推進し、主要先進国間における連携を強化する。
- b) OECDによる模倣品・海賊版対策プロジェクトについて、デジタル・コンテンツに対する海賊行為に係る報告書の取りまとめに向け、諸外国と連携しつつ議論を推進する。
- c) APECにおいて、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき新たに策定された「知的財産権に関する能力構築ガイドライン」を含む関連ガイドラインを周知するとともに、同ガイドラインに沿った取組、各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置の働き掛け、植物品種保護に関するセミナーの実施に向けた取組などを推進する。
- d) ASEMにおいて、ASEM関税局長・長官会議での議論等を通じ、エンフォースメントを含む知財権保護のための活動を推進する等、アジア・欧州間での協力を強化する。
- e) WTOの対中国経過的レビューメカニズムや貿易政策検討制度（TPRM）などを積極的に活用し、アジア諸国・地域に対して模倣品・海賊版の取締りを強化するよう要請するとともに、TRIPS理事会におけるエンフォースメントの議論に積極的に参加する。
- f) WIPOにおいて、エンフォースメント諮問委員会の場合などを活用し、模倣品・海賊版問題を主要議題として採り上げ、積極的に議論を推進する。
- g) 税関の国際機関であるWCOにおいて、知的財産侵害物品の水際取締りに関する基準（SECURE）の策定に向けた議論に積極的に参画するとともに、WCOに加盟する途上国が当該基準を充たすことが可能となるよう、WCOによる能力構築（キャパシティビルディング）を支援する。

（外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省）

③当局間の連携を強化する [P53]

i) 侵害発生源・地域を含む外国関係当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局、行政取締当局、司法当局）との連携を具体的に強化するため、日常的な情報交換に加え、相互支援協定などの締結や当局間での定期協議などを推進する。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

（４）外国市場対策に関する基盤を整える

①模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する [P54]

2003年8月に決定されたODA大綱を踏まえ、個別の援助計画において必要性及び優先度に応じ開発途上国の知財制度の整備・執行の強化を支援する。また、模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、各府省が実施している知財権の保護に関する能力構築を、「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」（模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定）に基づき、我が国企業と協力しつつ、関係府省や国際協力機構（JICA）、JETROなどの関係団体が協調して実施し、年度終了後に事業内容のレビューを行う。

（警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省）

②模倣品・海賊版対策に関する情報発信を強化する [P54]

2008年度において、関係府省の連携を確保しつつ、各種協議や国際会議などを通じ、我が国の模倣品・海賊版対策に関する制度や取締実績、官民による取組事例などについて、積極的に諸外国・地域に紹介する。また、対策に関する相互理解の促進、透明性向上という観点から、取締実績など取組の実施状況に関する情報の整理・公表について、その状況を勘案しつつ、諸外国・地域の政府に対して働き掛ける。

（警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省）

③模倣品・海賊版の被害の実態を調査する [P54]

海外市場における我が国企業の模倣品・海賊版の被害が未だ深刻であることにかんがみ、模倣品・海賊版による被害の実態などを調査・分析し、その結果を広く公表するとともに、国際交渉にも活用する。また、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、資料としてまとめ、企業に配布する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

2. 水際での取締りを強化する

(1) 税関による水際取締りを強化する [P55]

税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等を明確化している通達に沿って、税関は水際における取締りを強力に推進するとともに、侵害認定について、状況により専門委員制度を活用する等、厳正化を図る。また、模倣品・海賊版に係る水際取締りの実効性の確保及び流通の抑止効果という観点から、税関による差止状況、国内の取締状況、模倣品・海賊版による被害状況、個人使用目的による模倣品・海賊版の輸入・所持の規制に関する諸外国の動向などについて、関係府省が連携し、情報の収集・分析に努める。

(警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

3. 国内での取締りを強化する

(3) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する [P56]

「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業者による映画の盗撮防止の自助努力、違反行為の取締り等、官民挙げて劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省、関係府省)

4. インターネット上での対策を強化する

(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する [P57]

i) 2008年度中に、著作権法において、インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて検討し、必要に応じ法制度を整備する。

(警察庁、法務省、文部科学省、関係府省)

ii) 権利者が権利侵害品の出品を確認しオークション事業者に通報がなされた場合には、権利者・オークション事業者間の適切な責任分担に基づき違法出品の削除や出品者情報の開示の措置が迅速に行われるよう、関連するガイドラインを周知し運用を促進する。また、侵害行為への権利者・事業者による迅速な対応がなされるよう更なる対策の検討を行い、必要な措置を構ずる。

(警察庁、総務省、関係府省)

iv) 官民協力の下、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」などを通じた以下の取組を推進する。

a) 違法な出品を防止するため、オークション事業者による正確な本人確認を促進する。

b) 模倣品・海賊版をオークションサイト上から一掃するため、「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」の運用などを通じた自主削除の強化など、オークション事業者及び権利者が一体となった自主的取組を促進する。

c) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するため、協議会のウェブサイトを積極的に活用することなどを通じ、出品者及び消費者への啓発活動を強化する。また、権利者及びオークション事業者双方に対し、協議会への更なる参加を促す。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) インターネット上の海賊行為への対策を強化する

① 海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける [P58]

海外の動画共有サイトに掲載されている我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008年度において、日本のコンテンツ事業者が容易に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。

(内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

②違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する [P58]

i) 2008年度から、Winny等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。

(警察庁、総務省、文部科学省)

iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す

(総務省、文部科学省、経済産業省)

5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する

(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する [P59]

権利侵害事犯の特徴等について事例を紹介したり、様々な機会を捉えて模倣品・海賊版の問題をとり上げたりする等、模倣品・海賊版が社会悪であることを明確にするとともに、その氾濫が社会にもたらす悪影響について訴求し、政府が推進している模倣品・海賊版対策についてセミナーの開催などを通じて周知する。

また、このような訴求などにより国内外において模倣品・海賊版の購入をしない適切な消費行動につなげることが重要であるという認識の下、消費者の意識向上を図るための戦略的かつ効果的な啓発活動を関係省庁が一体となって展開する。

(内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制を強化する

(1) 政府内の連携を強化する [P60]

外国市場対策、水際・国内での取締りなど模倣品・海賊版対策の推進に関し、関係府省が一体となって対策を推進するため、以下の取組などを通じ、関係府省の連携を強化する。

- a) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、ウェブサイトによる情報提供を行い、権利者や企業などからの相談に対し、関係府省の連携を確保しつつ、迅速に対応するとともに、「総合窓口年次報告書」を作成する。
- b) 知的財産侵害事案に関する税関当局や国内取締機関からの照会について、知的財産制度を所管する省庁において迅速に回答する等、強力な取締りを推進するための協力体制を強化するとともに、関係府省間において積極的な情報共有を図る。
- c) 各種施策については、関係府省間で相互に調整を行うとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を機動的に開催し、政策調整を密に行い、総合的に実施する。

〔 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、
財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

(2) 官民・民民の連携を強化する [P60]

i) 侵害発生国・地域への働き掛けや啓発活動等模倣品・海賊版対策を効果的に推進するため、以下の取組を始めとした様々な取組を通じ、官民・民民の連携を強化する。

- a) 官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センターなどの民間団体や我が国企業の内外における模倣品・海賊版対策に関する活動を支援する。
- b) 企業間における模倣品・海賊版に係る情報共有、複数企業が共同した対策の実施、国内外の関係当局による効果的な摘発のための企業による情報提供を促進する。
- c) 企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを全国各地で開催する。

〔 警察庁、外務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、関係府省 〕

第3章 知的財産の活用

I. 知的財産を戦略的に活用する

2. 国際的な技術移転を促進する

(3) 海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する [P68]

企業等が海外で取得した知財権について適切に権利行使を行い、ライセンス交渉や訴訟提起等の活動が円滑に実施できるよう、権利者の海外における権利行使の状況やライセンスの事例等を調査・収集し、情報提供を行う。

(農林水産省、経済産業省、関係府省)

II. 共通基盤技術の活用を促進する

2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する

(1) コモンズの取組を促進する [P74]

2008年度から、各企業等が保有する知財権について、相互運用性の確保等によるイノベーション促進やコンテンツ・環境技術等の相互利用の促進を図るため、既存の知財権制度の利用を前提に、パテント・コモンズ、クリエイティブ・コモンズ等の自主的な取組を促す。

(文部科学省、経済産業省)

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する

1. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦を促進する

(1) 動画配信ビジネスの成長を支援する

①コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する [P84]

新たなメディアとして成長しつつある動画投稿サイト等により今後の新しいコンテンツ市場の創出が期待されるため、サービス事業者による権利者との著作物の利用に係る包括契約の締結や違法コンテンツを排除するための技術的手段等の活用などの自主的な取組を促進する。また、サービス事業者が萎縮しないよう、著作権の間接侵害について検討を行い、2008年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する

①通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する [P85]

通信・放送の法体系の見直しについては、コンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向で検討を行い、2010年を目途に結論を得る。また、通信・放送の法体系の見直しの状況を踏まえ、新たなコンテンツの創作への寄与等を考慮しつつ、利用者からみたサービスの形態に応じた、権利関係の規定の見直しや著作隣接権の在り方の検討を2008年度から開始する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

②ネット検索サービス等に係る法的課題を解決する [P85]

次世代をリードする情報の検索・解析・信憑性検証技術の開発・国際標準化による先進的な事業の出現を促進するとともに、ネット検索サービスが円滑に展開されるよう2008年度中に法的措置を講ずる。また、利用者に応じて、適した商品等の情報を提供するサービスが円滑に提供できるよう、利用者のプライバシーを保護しつつ利用者に関する情報を安心・安全に収集・蓄積・活用するための方策等について検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

③コンテンツ配信に伴うサーバー上の複製行為等に係る法的課題を解決する [P85]

コンテンツ配信の通信過程において端末やサーバー等で生じる一時的な蓄積について、通常の通信過程における機器の利用であって権利者の利益を不当に害しない場合は著作権法上権利を及ぼさない措置を導入するなど、一時的蓄積等に係る法的課題を解決するための検討を行い、2008年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

④研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する(再掲) [P86]

ネット等を活用して膨大な情報を収集・解析することにより高度情報化社会の基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発が促進されること等を踏まえ、これらの科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発については、権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

⑤リバース・エンジニアリングに係る法的課題を解決する [P86]

革新的ソフトウェアの開発や情報セキュリティの確保に必要な範囲において、コンピュータ・ソフトウェアのリバース・エンジニアリングの過程で生じる複製・翻案を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

(3) デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する [P86]

デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を図るため、新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、ネット上の違法な利用に対する対策強化等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。また、コンテンツ市場の拡大に向けて、既存のメディアにとらわれない新規事業の創出など、デジタル・ネット時代に対応した新たなビジネスモデルの構築に向けた取組を支援する。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

2. 世界に目を向け、グローバルなビジネス展開を支援する

(1) 海外展開を促進する環境を整備する

①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける（再掲） [P87]

海外の動画共有サイトに掲載されている我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008年度において、日本のコンテンツ事業者が容易に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。

（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省）

④国際的な著作権制度の調和を推進する [P88]

インターネット時代にふさわしい著作権制度の国際調和に向け、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の議論に積極的に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働き掛けるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。

（総務省、外務省、文部科学省）

(2) コンテンツ産業のグローバルなビジネス展開を促進する

②海外展開を支えるビジネス手法の確立を支援する [P88]

i) 国際市場におけるコンテンツビジネスを促進するため、製作段階における海外展開を前提とした契約を促し、そのための契約ルールや契約慣行の確立を支援する。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

③海外展開を目指すコンテンツ事業者を支援する [P89]

i) 事業者が海外展開を戦略的に進めることができるよう、JETRO等を通じて、海外の市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報をセミナーの開催やホームページでの公開等により提供するとともに、JETRO等の海外拠点における企業相談などを実施する。

（総務省、外務省、文部科学省、経済産業省）

3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する

(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する

① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する [P90]

放送事業者と権利者団体間の契約ルールの策定やコンテンツ関連情報の集約化など2007年度中に一定の結論が得られた事項については実施に向けた取組を支援するとともに、権利処理の円滑化等のデジタルコンテンツの流通に関する課題や国際的枠組みについて引き続き検討を行い、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備し、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

② 利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する [P90]

i) コンテンツの利用を円滑化するため、次の事項について2008年度中に法的措置を講ずる。

- a) 権利者不明のコンテンツの利用を円滑に進めるための対策
- b) 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し
- c) 障害者による著作物の利用促進のための権利制限規定の整備

また、著作物のライセンスの保護等の在り方、いわゆる間接侵害の明確化、法定損害賠償及び複数の権利者が関わるコンテンツに関する望ましい権利行使の在り方等について、2007年度の検討成果を踏まえてさらに検討を進め、2008年度中に結論を得る。

(文部科学省)

ii) eラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえ、2008年度中に結論を得る。

(文部科学省)

iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。

(文部科学省、厚生労働省)

iv) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省)

③放送コンテンツの二次利用に関する契約締結を促進する [P91]

2007年度に放送コンテンツの関係者間で合意された「放送番組における出演契約ガイドライン」が実際の制作現場において実効性を持って運用されるよう、関係業界における周知徹底を図るための取組を支援するとともに、マルチユースを進めるための関係者間の契約ルールづくりを促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

④私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る [P91]

2007年度における検討の成果を踏まえ、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ見直しを進め、私的録音録画補償金制度の見直しについて2008年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

⑤技術革新のメリットを享受できるプロテクションシステムの採用を促す [P91]

コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するよう、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。

- a) デジタル放送のコンテンツ保護に関するルール及びその担保手段の在り方について、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境整備の観点や及びユーザーにとっての使いやすさへの配慮等を踏まえて検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る。
- b) 民間事業者において動画配信サービス等のプロテクションシステムを検討する場合は、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境や、ユーザーの使いやすさに配慮したルールの採用を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

⑥違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する（再掲） [P92]

i) 2008年度から、Winny等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。

(警察庁、総務省、文部科学省)

iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 市場の透明性を確保し、取引機会を拡大する

①コンテンツ関連情報を集約化する [P93]

今後整備が予定されている権利者情報に関するデータベース(「創作者団体ポータルサイト」)及び放送コンテンツの権利情報に関するデータベースやコンテンツの作品情報に関するデータベース(「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」)の内容の充実に向けた取組を支援するとともに、これらのデータベースが一体として機能するよう、2008年度中に関係者の連絡協議の場を設置し、データベース運用主体間の連携を図る。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

②ジャパン・コンテンツ・ショーケースを支援する [P93]

登録件数が少ない分野への協力を呼び掛けるとともに、サイトの利用状況等を検証し、大手コンテンツホルダー以外の者からも登録を働き掛けるなどその運用の拡大やその国際化を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(3) スピーディーな権利処理を実現するための環境を整備する

①集中管理を拡大する [P94]

権利者に対し利用実態に応じた適正な利益を還元する著作権等管理事業者の取組を支援するとともに、権利委任者の拡大・対象となる権利の範囲拡大による集中管理事業の拡大を支援する。

(文部科学省)

②グローバルな流通に対応したコード付与を促進する [P94]

コンテンツのグローバルな流通を促進するため、既存の国際標準化されたコンテンツIDの普及やコンテンツIDの新たなコード体系の策定・普及に向けた関係者の自主的な取組を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

③音楽のネット配信に対応した権利処理を改善する [P94]

音楽のネット配信市場の拡大に伴い急激に増加した権利処理手続が効率的に行われるよう、楽曲コードの付与作業や照合作業等に必要な作業を集中的に処理する第三者機関が2008年度中に設立されるよう支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(4) 国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用を進める [P95]

国立国会図書館において行われている貴重な図書等のデジタル化やインターネット情報資源等を収集保存し、ネット上で一般ユーザーの利用に供する取組について、その促進が図られるよう一層の連携を進める。

このため、権利者の経済的利益や出版ビジネスとの関係を考慮しつつ、国立国会図書館における蔵書のデジタル化の推進に必要な法的措置を2008年度中に講ずるとともに、国立国会図書館と他の図書館等との連携や図書館等利用者への資料提供の在り方については、関係者間の協議を促進し、2008年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省、関係府省)

4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する

(3) 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する

①ユーザーの自由な創作・発表の場の提供を促進する [P97]

個人の創作の範囲を広げ優れたコンテンツの萌芽を育てるため、2008年から、例えば背景音楽等についてコンテンツを公表する場を提供するサービス事業者が権利者団体等との間であらかじめ包括的な契約を行うことのほか、効率的な権利処理を可能とする技術開発を進める等、個人の自由な創作を支援する自主的な取組を促進する。

(総務省、文部科学省)

②ネット上での意思表示システムを構築する [P97]

インターネット上における著作物の自由な創作・発信を促すため、意思表示システムの改善普及を行うとともに、民間における活動を促進する。また、自由利用の範囲を超えた商業利用等に対する課金処理等の権利処理スキームの在り方についての関係業界の検討を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

第5章 人材の育成と国民意識の向上

－知的財産人材育成総合戦略を実行する－

1. 海外との交流を活発化し、グローバルな知財人材育成を実行する

(1) アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する

① アジア諸国の人材の受入れと専門家派遣を拡充する [P109]

日本をアジアの知財人材育成の拠点とすべく、知財人材の受入れと専門家の派遣を拡充することにより、アジア諸国の知財人材との連携の深化や人材ネットワークの充実を図る。また、大学の学部や大学院、知財系の学会などにおける同様の取組を奨励する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

4. 国民の知的財産意識を向上させる

(1) 学校における知的財産教育を推進する [P113]

2008年度から、知的財産教育の必要性が明確化された学習指導要領の見直しを踏まえつつ、創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重を教えるなど、各学校段階に応じた知財教育を推進する。

また、2008年度から、児童等に対する知財教育の在り方を検討するため、知的財産に関するテキストの配布やセミナーの開催に当たりアンケートを実施し、知財教育現場の現状を調査する。

(文部科学省、経済産業省)

(5) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する [P115]

児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、弁護士や弁理士などを含めた民間の知財の専門家を活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行う。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

5. 知的財産人材育成を官民挙げて進める

(2) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する

①知的財産の教育者を育成する [P115]

初等中等教育や大学、民間企業など広範な分野において知財人材の育成が求められているため、小学校、中学校、高校のそれぞれの教員を対象とした知的財産に関する集中的な研修を通じ教育者を育成する。

また、2008年度から、知的財産人材の研修機関が教員の研修機関と連携して研修を実施する。

(文部科学省、経済産業省)

②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する [P116]

2008年度から、学校での知財教育を充実させるため、初等中等教育における各段階に応じた教材や手引書の改訂を図る。また、経営や経済等を学ぶ学生を対象とする、知的財産の活用をテーマとした教材の開発を図る。

eラーニングを始めとして、いつでもどこでも知的財産を学べるよう、2008年度から、教材のダウンロードが可能な環境の整備のほか、知的財産をテーマとしたゲーム、クイズ、ワークブック等の開発を通じて、教材の充実を図る。

(文部科学省、経済産業省)

参考資料

1. 知的財産戦略本部 名簿

(内閣総理大臣及び国務大臣)

本部長	福田 康夫	内閣総理大臣
副本部長	町村 信孝	内閣官房長官
	岸田 文雄	内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、科学技術政策、国民生活、規制改革)
	渡海紀三朗	文部科学大臣
	甘利 明	経済産業大臣
本部員	増田 寛也	総務大臣、内閣府特命担当大臣 (地方分権改革)
	鳩山 邦夫	法務大臣
	高村 正彦	外務大臣
	額賀福志郎	財務大臣
	舛添 要一	厚生労働大臣
	若林 正俊	農林水産大臣
	冬柴 鐵三	国土交通大臣
	鴨下 一郎	環境大臣
	石破 茂	防衛大臣
	泉 信也	国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣 (防災、食品安全)
	渡辺 喜美	内閣府特命担当大臣 (金融)
	大田 弘子	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
	上川 陽子	内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共同参画)

(有識者) 相澤 益男 総合科学技術会議議員
岡村 正 (株) 東芝取締役会長
梶山 千里 九州大学総長
角川 歴彦 (株) 角川グループホールディングス
代表取締役会長兼CEO
佐藤 辰彦 弁理士／特許業務法人創成国際特許事
務所所長
里中満智子 マンガ家
中山 信弘 弁護士／西村あさひ法律事務所顧問
長谷川閑史 武田薬品工業(株) 代表取締役社長
三尾美枝子 弁護士
山本 貴史 (株) 東京大学TLO代表取締役社長

(五十音順、敬称略；2008年6月18日現在)

2. 専門調査会 名簿

(1) 知的財産による競争力強化専門調査会

- 相澤 益男 総合科学技術会議議員
- 岡内 完治 (株) 共立理化学研究所代表取締役
- 加藤 幹之 富士通 (株) 経営執行役法務・知的財産権本部長
- 河内 哲 住友化学 (株) 取締役副社長
- 佐藤 辰彦 弁理士／創成国際特許事務所所長
- 関田 貴司 J F E スチール (株) 常務執行役員
- 妹尾堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
- 田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
- 辻村 英雄 サントリー (株) 取締役／R & D 推進部長
／健康科学センター・知的財産部担当
- 長岡 貞男 一橋大学イノベーション研究センター センター
一長・教授
- 中村 恭世 松下電器産業 (株) 松下ホームアプライアンス社
技術本部 知的財産権センター所長
- 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター
一長・特任准教授
- 三尾美枝子 弁護士
- 渡部 俊也 東京大学国際・産学共同研究センター センター
一長・教授／東京大学先端科学研究センター教授

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2008年3月4日現在)

(ライフサイエンス分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 石川 浩 | 持田製薬(株) 事業開発本部 知的財産部長 |
| 田島 秀二 | プレシジョン・システム・サイエンス(株) 代表取締役 |
| 辻村 英雄 | サントリー(株) 取締役／R&D推進部長／健康科学センター・知的財産部担当 |
| ○ 長岡 貞男 | 一橋大学イノベーション研究センター センター長・教授 |
| 前田 裕子 | 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター長・特任准教授 |

(情報通信分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| ○ 加藤 幹之 | 富士通(株) 経営執行役 法務・知的財産権本部長 |
| 倉永 宏 | 日本電信電話(株) 知的財産センタ 渉外担当 担当部長 |
| 小泉 直樹 | 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 |
| 田代 秀一 | (独) 情報処理推進機構 オープンソースソフトウェア・センター センター長 |
| 田中 信義 | キヤノン(株) 専務取締役 |
| 平松 幸男 | 大阪工業大学大学院知的財産研究科 教授 |

(環境分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 江崎 正啓 | トヨタ自動車(株) 理事 知的財産部 主査 |
| 岡内 完治 | (株) 共立理化学研究所 代表取締役 |
| ○ 関田 貴司 | JFEスチール(株) 常務執行役員 |
| 長岡 貞男 | 一橋大学イノベーション研究センター センター長・教授 |
| 原田 晃 | (独) 産業技術総合研究所 環境管理技術研究部門 研究部門長 |

(ナノテクノロジー・材料分野プロジェクトチーム)

- | | |
|---------|--|
| 河内 哲 | 住友化学(株) 取締役副社長 |
| 宍戸 潔 | 三菱商事(株) イノベーション事業グループ イノベーションセンター 事業開発部長 |
| 中富 一郎 | ナノキャリア(株) 代表取締役社長 |
| 平本 俊郎 | 東京大学生産技術研究所 教授 |
| 横山 浩 | (独) 産業技術総合研究所 ナノテクノロジー研究部門 研究部門長 |
| ○ 渡部 俊也 | 東京大学国際・産学共同研究センター センター長・教授
／東京大学先端科学研究センター 教授 |

○：主査

(五十音順、敬称略；2007年11月21日現在)

(2) コンテンツ・日本ブランド専門調査会

- 太田 信之 (株) イッセイミヤケ代表取締役社長
生越 由美 東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻教授
角川 歴彦 (株) 角川グループホールディングス代表取締役会長
兼CEO
木村 敬治 ソニー(株) 執行役、EVP、技術戦略、知的財産、
エレクトロニクス事業戦略担当
久保 雅一 (株) 小学館キャラクター事業センター センター長
○久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学
教授
里中満智子 マンガ家
重延 浩 (株) テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO
高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
中村伊知哉 慶應義塾大学教授
中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
南場 智子 (株) ディー・エヌ・エー代表取締役社長
服部 幸應 学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長
浜野 保樹 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
原田 豊彦 日本放送協会専務理事
廣瀬 禎彦 コロムビアミュージックエンタテインメント(株)
代表執行役社長兼CEO
三尾美枝子 弁護士
宮田 亮平 東京藝術大学長
村上 光一 (株) フジテレビジョン相談役
和田 洋一 (株) スクウェア・エニックス代表取締役社長CEO

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2007年9月28日現在)

(3) コンテンツ・日本ブランド専門調査会コンテンツ企画ワーキンググループ

- 角川 歴彦 (株) 角川グループホールディングス代表取締役会長兼CEO
- 木村 敬治 ソニー (株) 執行役、EVP、技術戦略、知的財産、エレクトロニクス事業戦略担当
- 久保 雅一 (株) 小学館キャラクター事業センター センター長
- 久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学教授
- 里中満智子 マンガ家
- 重延 浩 (株) テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO
- 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
- 中村伊知哉 慶應義塾大学教授
- 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 南場 智子 (株) ディー・エヌ・エー代表取締役社長
- 浜野 保樹 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
- 原田 豊彦 日本放送協会専務理事
- 廣瀬 禎彦 コロムビアミュージックエンタテインメント (株) 代表執行役社長兼CEO
- 三尾美枝子 弁護士
- 村上 光一 (株) フジテレビジョン相談役
- 和田 洋一 (株) スクウェア・エニックス代表取締役社長CEO

○：座長

(五十音順、敬称略；2007年10月11日現在)

(4) デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

- 上野 達弘 立教大学法学部准教授
- 大谷 和子 (株) 日本総合研究所法務部長
- 大淵 哲也 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
- 音 好宏 上智大学文学部新聞学科教授
- 加藤 幹之 富士通(株) 経営執行役法務・知的財産権本部長
- 上山 浩 弁護士
- 北山 元章 弁護士
- 東倉 洋一 国立情報学研究所副所長
- 苗村 憲司 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部
教授
- 中村伊知哉 慶應義塾大学教授
- 中山 信弘 弁護士／西村あさひ法律事務所顧問
- 宮川美津子 弁護士

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2008年6月18日現在)